

平成
27
年度

お知らせします。 2つの給付金



臨時福祉 給付金

所得の低い方の負担を緩和します。

消費税率の引上げに際し、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として実施します。

〈イメージ〉

対象者

住民税が課税されて
いない方

- ・課税されている方に生活の面倒を見てもらっている方 (扶養されている方)
- ・生活保護の受給者 などは対象外

両方とも受給可
(※)

子育て世帯 臨時特例給付金

子育て世帯の負担を緩和します。

消費税率引上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置として実施します。

対象者

中学生以下の児童がいる
子育て世帯

高所得世帯

(※) 平成27年度は、2つの給付金のどちらの要件にも該当する方については、2つの給付金を両方とも受け取ることができます。

受給資格の有無を確認したい方は、
次ページ以降をご覧ください。

● 「社会保障と税の一体改革」とは

社会保障制度を財政的にも仕組み的にも安定させることで、誰もが安心して利用できるようにするための改革です。

- 消費税率は、平成26年4月から8%に、平成29年4月から10%になります。
- 引上げ分は、すべて子育て、医療・介護、年金を充実・安定化するために使います。

消費税率の引上げに際し、所得の低い方々や子育て世帯への影響を緩和するために、臨時的な措置として「2つの給付金」を支給します。

臨時福祉給付金

支給要件

● 支給対象者

- ・平成27年度分の住民税（均等割）が課税されていない方が対象です。

※ただし、
（ ・課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合
（住民税において、課税者の扶養となっている場合）
・生活保護の受給者である場合 など ） は対象となりません。

● 支給額

- ・対象者1人につき **6,000円** ※今年度は、年金受給者等への加算措置はありません。

● 基準日

- ・平成27年1月1日

（参考）【住民税が課税されない所得水準の目安（非課税限度額）】

（給与所得者）

区分	非課税限度額※ （給与収入ベース）
単身	93万円
夫婦	137.8万円
夫婦・子1人	168.4万円
夫婦・子2人	210万円

（公的年金等受給者）

区分	非課税限度額※ （年金収入ベース）	
単身	65歳以上	148万円
	65歳未満	98万円
夫婦	65歳以上	192.8万円
	65歳未満	147万円

※生活保護基準の3級地（増毛町等）における非課税限度額。

子育て世帯臨時特例給付金

支給要件

● 支給対象者

- ・平成27年6月分の児童手当を受給される方が対象です。

※ただし、特例給付（児童手当の所得制限額以上の方に、児童1人当たり月額5,000円を支給しているもの）を受給される方は、対象となりません。

※児童手当の認定請求を失念する等して、平成27年6月分の児童手当の対象となる児童分の支給が受けられない方についても、支給対象になり得るので、平成27年5月31日時点で住民票のある市区町村の窓口にご相談ください。

● 対象児童

- ・支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童

● 支給額

- ・対象児童1人につき **3,000円**

● 基準日

- ・平成27年5月31日

申請方法

給付金を受給するためには、申請手続きが必要です。

- **申請先** : 増毛町役場 福祉厚生課 民生係 (保健センター内)
平成27年1月1日時点で住民票が増毛町にある方が対象です。
- **申請期間** : 平成27年9月10日 (木) ~ 12月10日 (木)
受付時間 : 8時45分~17時15分 (土・日・祝日を除きます)
- **提出書類** : 申請書
「臨時福祉給付金」→ 役場福祉厚生課(保健センター)窓口を設置。
「子育て世帯臨時特例給付金」→ 郵送 (公務員は除く) します。
※事前に希望される方は、役場福祉厚生課でお渡し (又は郵送) します。
印鑑
本人確認書類 (※1)、口座確認書類 (※2)

※1 本人確認書類 (申請書に添付)

: 運転免許証、健康保険証、介護保険被保険者証等の写し など

※2 指定した口座が確認できる書類 (申請書に添付)

: 金融機関名、口座番号、口座名義人 (カナ) がわかる通帳やキャッシュカードの写し

注1 「臨時福祉給付金」: 昨年度に受給された方で同じ受取口座を指定する場合は、口座が確認できる書類は不要です。

注2 「子育て世帯臨時特例給付金」: 児童手当の受取口座を指定する場合は、これらの確認書類は不要です。

給付金の受取方法

- 給付要件等を審査決定した後、申請書に記載した**指定口座に入金**されます。
※金融機関口座を持っていないなど、振込みによる受給が困難な場合には役場福祉厚生課窓口で受け取ることができます。

ご注意

- 平成27年度は、2つの給付金のどちらの要件にも該当する方については、「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」の**両方を受け取ることができます**。その場合、両方の給付金について、それぞれ申請が必要となります。
- 原則として、**申請期間外の申請**は受け付けられませんのでご注意ください。
- 申請期間などは、**各市区町村により異なります**。増毛町以外が申請先となる方は、事前にその市区町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認するようにしてください。
- 「臨時福祉給付金」について、ご高齢の方などでお子さん等が町外にお住まいの場合、ご本人が気付かれないまま、税の扶養控除を受けていることがあります。申請する際には、事前にお子さん等に税の扶養控除を受けているかどうか確認をお願いします。

Q

自分が住民税が課税されているかどうか、どうすれば分かりますか？

例えば、

A

- ・6月10日頃に「平成27年度町道民税納税通知書」が届いた場合
- ・ご自身の給与支給明細書の「住民税」の項目に課税額が記載されている場合
- ・介護保険料決定通知書に記載されている「保険料の段階」で6段階以上となっている場合
- ・ご自身の給与や年金の収入が2ページの（参考）の非課税限度額以上の場合には、基本的に住民税が課税されています。

Q

基準日の翌日以降に引っ越した場合の給付金の受取はどうなりますか？

A

臨時福祉給付金は、基準日（平成27年1月1日）時点で住民票のある市区町村から支給され、子育て世帯臨時特例給付金は、平成27年6月分の児童手当を受給される市区町村から支給されます。

具体的な申請期間や手続については、申請先の市区町村にお問い合わせください。

Q

基準日以降に生まれた場合や亡くなった場合は給付金の対象になりますか？

A

〔臨時福祉給付金〕

基準日（平成27年1月1日）に生まれた方は対象となりますが、基準日の翌日以降に生まれた方は対象となりません。また、市区町村が支給決定するまでの間に亡くなられた方も対象にはなりません。

〔子育て世帯臨時特例給付金〕

基準日（平成27年5月31日）に生まれた児童は対象児童となりますが、基準日の翌日以降に生まれた児童は対象児童となりません。また、市区町村が支給決定がするまでの間に亡くなられた児童も対象児童にはなりません。

問い合わせ先

- **申請方法に関するお問い合わせ** [受付時間 8時45分～17時15分]

増毛町役場 福祉厚生課 民生係

電話：0164(53)3111

- **制度に関するお問い合わせ** [受付時間 9時～18時]

厚生労働省

2つの給付金に関する専用ダイヤル：0570(037)192

みな いいきゆうふ



「臨時福祉給付金」（簡素な給付措置）や「子育て世帯臨時特例給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））に御連絡ください。

